平成２４年（フ）第２４３０号
大阪市天王寺区大道１丁目４番１号　Ｓパレス天王寺604号
債務者　小西なぎさ
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番７―202号、前住所大阪市住之江区粉浜西３丁目１番２―306号
債務者　川本　博文
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７０号
大阪府高槻市西真上１丁目24番５―305号
債務者　玉木　政行
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１８号
大阪市港区弁天３丁目22番６号
債務者　矢倉真由美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２４号
大阪市中央区日本橋２丁目２番17号　ダイクラビル113号、前住所大阪市住之江区北加賀屋２丁目12番23号
債務者　吉國　文二
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６３９号
大阪府門真市岸和田２丁目７番10―302号、前住所大阪府門真市大字三ツ島955番地の９
債務者　新垣　　篤
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９０号
大阪市東淀川区西淡路３丁目１番61号　パークハイツ302号
債務者　森﨑　富義
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１４号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番10―１号、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町西２丁目13番７の１号
債務者　輪玉　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４１号
大阪市住吉区万代東３丁目１番56号大阪府立急性期・総合医療センター、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原東３丁目８番18―410号
債務者　糸瀬　裕美（旧姓山澤）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４５号
大阪市平野区瓜破西１丁目10番１―802号
債務者　北村　　務
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９号
愛媛県宇和島市坂下津甲313番地２　馬越荘20
債務者　水島　千鶴
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３９号
福岡県飯塚市横田375番地96
債務者　梶原　嘉博
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３１号
福岡県直方市大字頓野1329番地、前住所福岡県田川郡添田町大字庄242番地の４
債務者　田邊　佳世（旧姓池口）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４３号
福岡県直方市大字頓野536番地
債務者　大西　和紀
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４４号
福岡県直方市大字上新入1669番地３
債務者　花田　美香
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２２１号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5720番地
債務者　馬場　敏男
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙354番地１　山田アパート２―２
債務者　池田　由美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　佐賀地方裁判所武雄支部